

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 投信法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	施1230条②(1) a	T D n e t（縦 覧書類の登録）
② 減少投資口数確定通知 ※ 決議時に減少する投資口数が確定していない場 合のみ。	確定後直ちに	規1214条②	T a r g e t （直接入力） ※東証提供後
③ 投信法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後 速やかに	施1230条②(1) b	T D n e t （縦覧書類の登 録）